

第4次  
長野県配偶者からの暴力の防止及び  
被害者のための支援基本計画



女性に対する暴力根絶のための  
シンボルマーク

平成28年(2016年)3月  
長野県

# 目 次

	ページ
第1章 計画策定の趣旨 .....	2
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の性格 .....	2
3 計画の期間 .....	2
第2章 計画の理念 .....	3
1 計画の理念 .....	3
2 計画の基本テーマ .....	3
3 第4次計画の主要重点目標 .....	3
4 施策体系 .....	4
第3章 施策の展開 .....	5
I 暴力を許さない社会づくり .....	5
1 基本計画の取組の推進及び評価 .....	5
2 暴力を許さない社会の実現のための啓発の強化 .....	6
3 関係機関の連携による支援体制の整備 .....	7
II 相談体制の充実 .....	8
1 相談機関の充実 .....	8
2 市町村の相談体制強化への支援 .....	10
3 外国人・男性被害者等への対応の充実 .....	11
4 性犯罪・性暴力被害者への支援 .....	13
III 保護体制の強化 .....	14
1 相談・通報に迅速・的確に対応するための体制整備 .....	14
2 一時保護体制の充実 .....	15
IV 自立支援の強化 .....	16
1 被害者の状況に応じた個別支援 .....	16
2 子どもへの支援 .....	18
3 関係機関との連携による被害者等の安全確保及び情報管理の徹底 .....	19
<b>資料</b>	
○ 計画の策定経過 .....	23
○ 長野県児童虐待・DV被害者支援連絡協議会設置要綱 .....	24
○ 長野県の現状 .....	28
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のフロー .....	31
○ 相談窓口一覧 .....	32
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	33

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

平成13年4月、配偶者等からの暴力（以下「DV\*1」という。）に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定されました。

そして、平成16年のDV防止法改正により、DV被害者の自立支援が国と地方公共団体の責務であると明記され、都道府県は国の基本方針に即して「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下、「DV防止基本計画」という。）を定めることが義務付けられました。

長野県では、平成18年4月に「長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」（以下、「長野県DV防止基本計画」という。）を、平成21年3月に第2次基本計画を、平成24年3月に第3次基本計画を策定しました。

このたび、第3次基本計画が平成27年度末をもって終了することから、これまで実施してきた施策の成果や課題、平成25年のDV防止法改正（生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても法律が準用されることとなり、法律の名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正）等を踏まえ、平成28年度からの新たな計画となる「第4次DV防止基本計画」を策定することとしました。

## 2 計画の性格

- DV防止法第2条の3第1項の規定による計画です。
- 長野県におけるDV対策の基本的な方針と施策の実施内容を示すものです。
- この計画の趣旨を踏まえ、市町村及び関係機関等においても、県とともに積極的な取組を行っていただくためのものです。
- 施策の推進にあたっては、「第4次長野県男女共同参画計画」と連携を図ります。

## 3 計画の期間

- 計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。
- 本計画については、毎年度、実施状況の把握、評価を行います。また法改正等により新たに盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じて見直します。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
DV防止基本計画	第1次 (3年)			第2次 (3年)			第3次 (4年)				第4次 (5年)				
男女共同参画計画	第2次 (5年)					第3次 (5年)					第4次 (5年)				

\*1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。内閣府は、人によって異なった意味に受け取られるおそれがあるため、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使用していませんが、この計画においては、上記の意味を表す言葉として使用することとします。

## 第2章 計画の理念

### 1 計画の理念

DVは一部の特別な家族の問題ではなくどこの家庭にも起こり得る問題であること、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、そして、社会の中に依然としてある男性優位になりがちな社会的構造や、あらゆる暴力を許してしまいがちな希薄な人権意識の中から生じてくるものであることを踏まえつつ、この計画の理念を次の3項目とします。

- (1) DVを防止し被害者の保護と自立を支援することは、地方公共団体の責務であること。
- (2) DV被害者は、いずれの地域においても年齢・性別・障がいの有無・国籍を問わず、同じ水準の支援を受ける権利があること。
- (3) DV被害者への総合的支援施策を進める上で、県及び市町村並びに関係機関及び民間団体等が共通の理念をもって相互に連携し、協働することが不可欠であること。

### 2 計画の基本テーマ

DV対策の課題に取り組むため、この計画では、以下の4つの基本テーマに沿って施策を進めていきます。

#### I 暴力を許さない社会づくり

暴力を許さない社会の実現のための体制づくりや啓発、関係機関の連携強化に取り組みます。

#### II 相談体制の充実

相談時における適切な対応と様々なニーズに応えられる相談体制の充実に取り組みます。

#### III 保護体制の強化

通報に対する迅速的確な対応、一時保護体制の充実に取り組みます。

#### IV 自立支援の強化

被害者の自立支援や安全確保、子どもへの支援の強化に取り組みます。

### 3 第4次計画の主要重点目標

基本テーマに沿った重点目標のうち、第4次計画では特に次の2点を主要重点目標とし、数値目標を設定した上で積極的に取り組んでいきます。

- (1) 暴力を許さない社会の実現のための啓発の強化  
あらゆる場面で暴力を生み出さない、許さない社会づくりのための教育、啓発をより一層強化します。
- (2) 市町村の相談体制強化への支援  
被害者に身近な相談機関の輪を広めるため、市町村の相談体制強化のための支援をさらに進めます。

## 4 施策体系

基本テーマ	重点目標	取組				
Ⅰ 社会づくり 暴力を許さない	1 基本計画の取組の推進及び評価	①県基本計画の取組の推進及び評価				
	2 暴力を許さない社会の実現のための啓発の強化 <b>主要</b>	①DV防止に係る普及啓発の推進 ②教育現場における指導の充実				
	<table border="1"> <tr> <td>数値目標</td> <td>「デートDV」という用語の高校生の認知度</td> </tr> </table>	数値目標	「デートDV」という用語の高校生の認知度			
数値目標	「デートDV」という用語の高校生の認知度					
	3 関係機関の連携による支援体制の整備	①配偶者暴力相談支援センター間の連携 ②県域・圏域のネットワーク強化 ③県域を越えた広域的な連携				
Ⅱ 相談体制の充実	1 相談機関の充実	①専門研修の充実 ②組織的対応の推進 ③苦情解決体制の確立				
	2 市町村の相談体制強化への支援 <b>主要</b>	①市町村基本計画の策定に向けた支援 ②市町村の相談体制強化への支援				
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">数値目標</td> <td>市町村DV防止基本計画策定市町村数</td> </tr> <tr> <td>配偶者暴力相談支援センター設置市町村数</td> </tr> <tr> <td>女性相談員配置市数</td> </tr> </table>	数値目標	市町村DV防止基本計画策定市町村数	配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	女性相談員配置市数	
	数値目標		市町村DV防止基本計画策定市町村数			
配偶者暴力相談支援センター設置市町村数						
女性相談員配置市数						
3 外国人・男性被害者等への対応の充実	①外国語による情報提供及び通訳者確保のための体制整備 ②男性被害者への対応の充実 ③障がい者、高齢者への対応の連携強化 ④若年者、性的マイノリティへの支援の体制づくり ⑤暴力加害者に対応する体制の検討					
	4 性犯罪・性暴力被害者への支援	①性被害者のためのワンストップ支援センターの設置				
Ⅲ 保護体制の強化	1 相談・通報に迅速・的確に対応するための体制整備	①相談・通報に迅速に対応するための体制の整備 ②様々な被害者に対応できる体制の整備				
	2 一時保護体制の充実	①県の一時保護施設の充実 ②一時保護委託施設の確保 ③苦情解決体制の確立				
Ⅳ 自立支援の強化	1 被害者の状況に応じた個別支援	①被害者の安全及び心身の安定に対する支援の充実 ②各種手続等に関する支援の充実 ③住宅確保のための支援の充実 ④長期的な入所が可能な施設を利用した支援の充実 ⑤経済的支援の充実 ⑥就業支援の充実				
	2 子どもへの支援	①子どもの心のケアの充実 ②区域外入所・就学等の支援				
	3 関係機関との連携による被害者等の安全確保及び情報管理の徹底	①警察との連携による安全確保 ②司法機関との連携による安全確保 ③保育所・幼稚園・学校等との連携による安全確保 ④被害者等の情報管理の徹底				

## 第3章 施策の展開

### 基本テーマⅠ 暴力を許さない社会づくり

#### 重点目標1 基本計画の取組の推進及び評価

##### 【現状】

①「長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」の策定

「長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」を策定し、関係機関と連携を図りながらDVの防止や被害者支援のための取組を行っています。

②「長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会」の設置

「長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会」を設置し、各関係機関の取組状況の確認やDV問題に対する認識の共有を図っています。

③「DV被害者支援等に関する分科会」の設置

「長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会」に「DV被害者支援等に関する分科会」を設置し、毎年度、計画の評価を行っています。

##### 【今後の取組】

項目	内容	関係部署
①県基本計画の取組の推進及び評価	・DV防止基本計画の取組を推進します。 ・「DV被害者支援等に関する分科会」において、毎年度計画の推進状況について評価を行います。	こども・家庭課

## 重点目標 2 暴力を許さない社会の実現のための啓発の強化

### 【現状】

#### ①DV防止の啓発

DVを防止するためには、暴力を許さない社会の実現が必要であり、そのためには、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる場面で、暴力を生み出さない、許さない社会づくりのための教育・啓発が必要不可欠です。

そのため、一般県民向けのDV防止講演会の開催や出前講座\*2の実施、リーフレットやカードの作成、配布を行い、DV防止に対する意識の啓発を図っています。

また、男女間の暴力は、若年層にも恋人間の暴力（いわゆるデートDV\*3）として潜んでいる可能性もあるため、デートDVに関する意識啓発のための講座も行っています。

#### ②教育現場における周知

子どもたちには、暴力の被害者及び加害者を生まないための予防的視点に立ち、「誰も・誰からも・誰に対しても」暴力を振るわない、振るわれない、暴力を許さないといった意識が教育の中で高まっていくことが大切であり、保育所、幼稚園、学校等において人権教室等の取組が行われています。

### 【今後の取組】

項目	内容	関係部署	
①DV防止に係る普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般県民向けの講演会を開催します。</li> <li>市町村、地域、企業等に対する「出前講座」を継続します。</li> <li>内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」（11/12～11/25）において、パープルリボンの着用や運動期間中の講演会の開催等、啓発活動を積極的に行います。</li> <li>高校生、大学生等を対象に、デートDVに関する講座やリーフレットの配布を実施し、加害者にも被害者にもならないための意識啓発を行います。</li> </ul>	こども・家庭課 人権・男女共同参画課 女性相談センター 男女共同参画センター	
	数値目標	現状（H26.11）	目標（H32）
	「デートDV」という用語の高校生の認知度	29.1%	100%
②教育現場における指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員に対してDVやデートDVについての研修を実施するなど理解の促進を図るための方法を協議します。</li> <li>学校等における人権教育の一環として、学校現場にDVの指導の必要性を示します。さらに、指導資料等を作成したり、指導資料が示されているホームページを知らせたりするなど、学校現場への啓発と指導資料の充実を図ります。</li> </ul>	人権・男女共同参画課 こども・家庭課 男女共同参画センター 女性相談センター 教育委員会	

\*2 出前講座：「長野県政出前講座」として、県職員が県民の注文に応じ県の施策の説明や意見交換をする場。

\*3 デートDV：婚姻関係にない交際相手からの暴力。本計画では、特に若年層の男女間における暴力（交際相手からの暴力）を指すこととします。



## 重点目標3 関係機関の連携による支援体制の整備

### 【現状】

#### ①県内の配偶者暴力相談支援センター\*4の連携

平成14年4月1日から、女性相談センター及び男女共同参画センターを県の配偶者暴力相談支援センターとしました。また、平成26年10月1日には安曇野市に配偶者暴力相談支援センターが設置されました。

県内のセンター間における情報共有及び連携が必要となっています。

#### ②県、市町村、各種団体との連携

県では、DVの防止と被害者の支援に関し、問題意識の共有化と相互の連携強化を図るため、県全体を取りまとめる組織として、関係する機関・団体による「長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会」を設置しています。

また、各圏域では、保健福祉事務所福祉課が事務局となって、「DV被害者支援ネットワーク会議」を開催し、関係機関との連携に努めています。

県においても、圏域においても、計画の一層の推進のため、会議内容等の充実や工夫が求められています。

#### ③県域を越えた広域的な連携

近年、県外や外国籍の被害者が増加傾向にあり、そのような事案に対応するため、県域を越えた連携や民間支援団体・国際機関との連携も必要となっています。

### 【今後の取組】

項目	内容	関係部署
①配偶者暴力相談支援センター間の連携	・県内の配偶者暴力相談支援センターによる連絡会議を開催し、各センターの取組等について共有するとともに、県内の支援体制についても協議します。	こども・家庭課 人権・男女共同参画課 女性相談センター 男女共同参画センター
②県域・圏域のネットワーク強化	・「長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会」における協議内容の充実及び連携の強化を図ります。 ・各圏域においては「DV被害者支援ネットワーク会議」等を通じて、地域関係者への啓発及び連携の強化を図ります。	こども・家庭課 保健福祉事務所 児童相談所 女性相談センター
③県域を越えた広域的な連携	・県域を越えた被害者支援をより円滑に進めるため、全国会議や連絡協議会に積極的に参加し、他都道府県との情報交換に努めます。	女性相談センター

\*4 配偶者暴力相談支援センター：DV被害者支援を行う上で中心的な役割を果たす施設。DV防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助等を行う。DV防止法により、都道府県に設置が義務化され、市町村においては設置は努力義務となっている。



## 基本テーマ II 相談体制の充実

### 重点目標 1 相談機関の充実

#### 【現状】

##### ①女性相談員等の資質向上

県の相談窓口として、女性相談センターや保健福祉事務所福祉課に女性相談員を配置しているほか、女性相談センター及び男女共同参画センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を付置し、DV被害者の相談を受け付けています。

DV相談に当たっては、二次被害<sup>\*5</sup>を防ぎ、適切に対応することが求められることから、女性相談員等を対象とした専門研修を行い、職員の資質向上を図っています。

また、市町村担当職員に対する研修を実施し、迅速な対応につなげています。

##### ②支援者のバーンアウト<sup>\*6</sup>防止

DV被害者の支援を行っている人（支援者）は、バーンアウトに陥る危険性もあります。

支援者が悩みを一人で抱え込まないよう、それぞれの相談機関においては、組織的な対応を行うことが求められており、そのための体制づくりに努めています。

##### ③苦情に対する対応

相談業務に対する苦情について、苦情の受付及び回答を随時行い、速やかな苦情解決に努めています。また、日本語でのコミュニケーションが困難な被害者からの苦情に対しては、外国語による対応が可能な相談窓口を設置しています。なお、「長野県男女共同参画社会づくり条例」に基づき、県のDV施策に対して苦情・不服の申し出を行うことも可能ですので、あらゆる機会を通じてその周知を図る必要があります。

#### 【今後の取組】

項目	内容	関係部署
①専門研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談員がDV相談における各分野の知識に精通し、より高度で的確な相談対応ができるよう専門知識習得、具体的事例の検討等、専門研修の内容を充実させます。</li> <li>新任研修や外部の専門機関を交えた研修を実施します。</li> <li>二次被害防止のための研修を実施します。</li> </ul>	こども・家庭課 男女共同参画センター 女性相談センター
②組織的対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援者がバーンアウトに陥ったり、一人で悩むことを防止するために、相談内容によっては複数の職員で対応するなどサポート体制を整えます。</li> <li>女性相談業務がより専門的な機能を果たせるよう、体制強化に努めます。</li> </ul>	保健福祉事務所 女性相談センター
③苦情解決体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>「長野県男女共同参画社会づくり条例」に基づく苦情処理制度の広報及び窓口の周知に努めます。</li> <li>苦情受付担当者を定め、寄せられた意見や苦情に速やかに対応するよう努めます。</li> </ul>	人権・男女共同参画課 こども・家庭課 男女共同参画センター 女性相談センター 保健福祉事務所

- 
- \*5 **二次被害**:相談に対応した職員や支援に当たった職員の態度や言葉などにより、被害者が更に傷つくこと。
  - \*6 **バーンアウト**:燃え尽きること。被害者からの相談を一身に受け、懸命に取り組んでいる最中に突然意欲が失われ、無力感に陥ること。目標に対する達成意欲が強く、積極的なタイプに多いと言われている。

## 重点目標 2 市町村の相談体制強化への支援

### 【現状】

#### ①市町村における基本計画の策定

DV防止法では、市町村における基本計画の策定を努力義務としていますが、計画を策定している市町村は、平成27年9月時点で20市町村（松本市、上田市、岡谷市、飯田市、小諸市、大田市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、佐久穂町、平谷村、喬木村、木曾町、南木曾町、山形村、朝日村、山ノ内町）です。

県とともに市町村におけるDV対策の取組を推進するため、基本計画の策定を市町村に働きかけていく必要があります。

#### ②市町村における相談体制

相談機関の充実に当たっては、被害者にとってより身近な行政主体である市町村における相談体制の整備が重要です。

女性相談員を配置している市町村は平成27年度時点で9市（長野市、松本市、上田市、飯田市、大田市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市）であり、またDV防止法で努力義務とされている配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村は1市（安曇野市）のみです。

被害者に身近な相談機関の輪を広めるためにも、市町村に対し女性相談員の配置や配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけていく必要があります。

### 【今後の取組】

項目	内容	関係部署			
①市町村基本計画の策定に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村DV防止基本計画の策定に関し、情報提供や助言等を積極的に行います。</li> </ul>	こども・家庭課 保健福祉事務所			
		数値目標	現状（H27）	目標（H32）	
		市町村DV防止基本計画策定市町村数	20市町村	⇒ 77市町村	
②市町村の相談体制強化への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村に対し、内閣府が策定したマニュアル等を活用し、配偶者暴力相談支援センターの設置や女性相談員の配置を働きかけます。</li> <li>市町村の相談体制強化を支援するため、県が全市町村のDV防止担当者及び男女共同参画担当者を対象とした会議を開催します。</li> <li>配偶者暴力相談支援センターの設置や国主催の専門研修会等に関する情報を市町村に提供します。</li> </ul>	こども・家庭課 保健福祉事務所 男女共同参画センター 女性相談センター			
			数値目標	現状（H27）	目標（H32）
			配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	1市	⇒ 4市町村
			女性相談員配置市数	9市	⇒ 19市

## 重点目標3 外国人・男性被害者等への対応の充実

### 【現状】

#### ①外国人への支援情報の提供及び相談対応

DV防止法では、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない）も支援の対象としていますが、外国人は言葉や文化の違いが障壁となり、支援を求めにくい場合があります。そのため、外国人に対する情報提供のあり方について工夫を行う必要があります。

また、外国人からの相談においては、言葉の違いが第一の課題であり、通訳者の確保は必須です。DVという問題に関し、相談者と支援者がお互いに微妙なニュアンスを伝えあったり、相談者が煩雑な手続や専門的な情報を理解するためには、通訳者の資質も大きく問われます。言語によっては通訳者自体が不足しているほか、DV被害者との通訳に求められる資質を備えた通訳者が十分に確保されているとは言えません。

#### ②男性被害者への対応

DV被害者の多くは女性ですが、DV防止法では、支援対象者を女性に限定していません。男性被害者への対応の充実が求められています。

#### ③障がい者、高齢者への対応

合理的な配慮を必要とする障がい者や、特別な支援を必要とする高齢者に係る相談、通報への適切な対応が求められています。

#### ④若年者、性的マイノリティ<sup>\*7</sup>への支援

若年者や性的マイノリティの被害者への支援について、具体的な対応が必要となってきました。

#### ⑤暴力加害者への対応

DV防止や被害者支援のためには、加害者更生のための教育や指導等が必要ですが、どのような方法が有効か未解明な部分が多く、具体的な取組は行われていません。

## 【今後の取組】

項 目	内 容	関係部署
①外国語による情報提供及び通訳者確保のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な言語により作成したリーフレット等を活用し、県内在住の外国人に相談窓口の存在を周知します。</li> <li>日本語によるコミュニケーションが困難な外国人からの相談に適切に応じられるよう、通訳者の確保及び育成を進めていきます。</li> </ul>	こども・家庭課 国際課
②男性被害者への対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性相談日の設定や男性職員による相談対応など、男性被害者が相談しやすい環境づくりを推進します。</li> </ul>	人権・男女共同参画課 こども・家庭課 男女共同参画センター 保健福祉事務所 女性相談センター
③障がい者、高齢者への対応の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的な配慮を必要とする障がい者や、特別な配慮を必要とする高齢者が被害者の場合については、障がい者支援分野又は高齢者支援分野の関係機関との連携を一層強化し、他法施策の活用も含めて支援を検討します。</li> </ul>	こども・家庭課 人権・男女共同参画課 女性相談センター 男女共同参画センター 保健福祉事務所
④若年者、性的マイノリティへの支援の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年の被害者への支援方法について、法的な課題等も含め整理し、支援体制を整えます。</li> <li>性的マイノリティの被害者相談の現状を把握するとともに、支援のあり方を研究します。</li> </ul>	こども・家庭課 人権・男女共同参画課 女性相談センター 男女共同参画センター 保健福祉事務所 教育委員会
⑤暴力加害者に対応する体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>加害者対応については、国の調査研究、他都道府県の実施状況を踏まえ、適切な関係機関で対応する体制について検討します。</li> </ul>	こども・家庭課 人権・男女共同参画課 警察

\*7 性的マイノリティ：同性が好きの人や、自分の性別に違和感を覚える人、または性同一性障がいなどの人々のこと。「セクシャルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。「異性を愛するのが普通」や「心と体の性別が異なることはない、性別は男と女だけである」としている人からみて少数派という意味。  
 (※横須賀市市民部人権・男女共同参画課が作成したリーフレット『性的マイノリティって知っている?』より引用)

## 重点目標 4 性犯罪・性暴力被害者への支援

### 【現状】

#### ①性犯罪・性暴力被害者への対応

長野県における刑法犯（強姦罪、強制わいせつ罪）による性被害は、年間約 100 件が認知されていますが、性被害は潜在化しやすく、二次被害防止に向けた取組が求められています。

### 【今後の取組】

項 目	内 容	関係部署
①性被害者のためのワンストップ支援センターの設置	・性犯罪・性暴力被害者への支援のため、関係機関と連携して性被害者のためのワンストップ支援センターを設置します。	人権・男女共同参画課

## 基本テーマ Ⅲ 保護体制の強化

### 重点目標 1 相談・通報に迅速・的確に対応するための体制整備

#### 【現状】

##### ①通報への対応

DV被害の相談・通報を受け付けたときは、女性相談センターと10か所の保健福祉事務所が、市町村の協力も得ながら対応しています。休日や夜間の相談・通報にも迅速に対応するため、「長野県児童虐待・DV24時間ホットライン」を開設し、24時間365日いつでもDV被害の相談・通報を受け付けられる体制を整えています。

##### ②様々な被害者に対する対応

日本語でのコミュニケーションが困難な外国人被害者、男性被害者、合理的な配慮を必要とする障がい者や特別な支援を必要とする高齢者、若年者や性的マイノリティの被害者など、国籍・性別・障がいの有無・年齢等にかかわらず、被害者の状況に応じた対応が求められています。

#### 【今後の取組】

項目	内容	関係部署
①相談・通報に迅速に対応するための体制の整備	・各圏域のネットワーク会議等において連絡体制を確認し、相談・通報に対し市町村とも連携しながら速やかに対応できる体制の確立を目指します。	保健福祉事務所 女性相談センター
②様々な被害者に対応できる体制の整備	・事例ごとに関係者会議を開催し、役割分担を行うことにより、国籍・性別・障がいの有無・年齢等にかかわらず、被害者の状況に応じた適切な支援を提供できるような体制の確立を目指します。 ・対応困難事例を集約した上で、会議等において事例検討を行い、速やかな支援に繋がります。	こども・家庭課 保健福祉事務所 女性相談センター



## 重点目標 2 一時保護体制の充実

### 【現状】

#### ①一時保護の体制

被害者の一時保護の実施に当たっては、本人の意思に基づき迅速な保護が行えるよう対応しています。被害者の保護は、県の一時保護施設のほか、県下に複数ある一時保護委託施設で行っていますが、より速やかに被害者の保護を行うため、一時保護委託施設を更に増やしていく必要があります。

#### ②一時保護中の対応

被害者は複雑な家族関係や心身の障がいなど様々な事情を抱えており、関係機関と連携を図りながら早期の自立に向けた支援を行っています。

また、外国人など日本語が不自由な被害者の自立に向けた支援においては、通訳者の活用を図っていますが、言葉によるコミュニケーションが難しく、対応に苦慮しています。

さらに、被害者及び同伴児童への心理カウンセリング、ボランティアによる同伴児童への学習支援も行っていますが、実施体制が十分とは言えません。

#### ③苦情に対する対応

県の一時保護施設では、入所中の苦情を受け付ける意見箱を設けて対応するとともに、施設退所時にアンケート調査を行い、適切な支援について検証を行っています。

一時保護委託施設においては各施設により体制は異なりますが、それぞれに利用者の満足を得られる支援体制や苦情解決体制の確保に努めています。

### 【今後の取組】

項目	内容	関係部署
①県の一時保護施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人、高齢者、障がい者など特別な配慮を必要とする被害者を支援するため、通訳者の確保や職員体制の強化、合理的配慮を図ります。</li> <li>同伴児童に対する支援強化のため、保育士や学習支援員の確保に努めます。</li> <li>被害者及び同伴児童に対して精神的なケアを行うためのカウンセラーを確保します。</li> <li>女性相談センターと児童相談所の連携による同伴児童への支援を強化します。</li> </ul>	こども・家庭課 女性相談センター 児童相談所
②一時保護委託施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障がい者など多様化する被害者の実情や、広域的なバランスを考慮した一時保護委託施設の確保に努めます。</li> <li>男性が利用できる施設の確保を検討します。</li> <li>一時保護委託施設における職員の資質向上のための専門研修を実施します。</li> </ul>	こども・家庭課 保健福祉事務所 女性相談センター
③苦情解決体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の一時保護施設とともに、一時保護委託施設における適切な苦情解決体制の強化を図ります。</li> </ul>	女性相談センター 保健福祉事務所

## 基本テーマ IV 自立支援の強化

### 重点目標 1 被害者の状況に応じた個別支援

#### 【現状】

##### ①心身の安定に対する支援

被害者は長期にわたって暴力を振るわれており、それらが及ぼす影響は深刻なものです。加害者との関係を絶った後も、被害者はPTSD\*<sup>9</sup>等により精神的に不安定な状態に陥る場合があるため、継続的なサポートができるよう支援体制の整備に努めています。

##### ②各種手続等に関する支援

被害者の自立や安全を確保するため、配偶者暴力相談支援センター等において各種証明書を発行し、被害者が手続をスムーズに行えるよう支援しています。また、各種手続の直接の窓口である市町村等とも連携を図っていますが、より緊密な連携が求められています。

##### ③被害者の住宅確保

被害者の自立の一步として、住宅の確保が重要です。県営住宅で確保している福祉目的住宅の入居や、公募による抽選の際の倍率優遇措置を行っています。一方、公営、民間も含めた賃貸住宅への入居の際には保証人の確保や敷金の用立てなどの課題があり、DV被害者が住宅を確保することが困難な場合もあります。

##### ④長期的な入所が可能な施設における支援

継続的な支援を必要とするDV被害者に対しては、長期的な入所が可能な施設において自立に向けた様々な支援を行っています。

##### ⑤経済的支援

当面の生活費については、生活保護の適用のほか、民間団体からの貸付制度を利用したり、物資の寄付などにより賄っています。被害者の自立に向けて、より多くの民間団体による支援を募っていく必要があります。

##### ⑥就業支援

ひとり親家庭の自立支援策として、「ひとり親家庭就業・自立支援事業」に基づき、就業支援員による無料職業紹介を行っています。また、パソコン研修などの就業支援講習会も行っており、DV被害者については離婚成立前であっても、ひとり親家庭と同様の支援を行っています。

#### 【今後の取組】

項目	内容	関係部署
①被害者の安全及び心身の安定に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>被害者一人ひとりの現状に応じた自立支援計画を策定し、適切かつ継続的な支援を行います。</li><li>被害者の自立先の関係者への引継ぎやケア会議の実施により、継続的な支援を行います。</li><li>各圏域のネットワーク会議等における連携強化と、圏域を越えた支援体制の充実を図ります。</li><li>被害者の安全確保については、保護命令及び警察への援助申出を活用した支援を進めます。</li></ul>	保健福祉事務所 女性相談センター 警察

<p>②各種手続等に関する支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者に同行して各種手続窓口につける等、被害者の立場に立った支援ができるよう、市町村等関係機関との連携に努めます。</li> </ul>	<p>保健福祉事務所 女性相談センター</p>
<p>③住宅確保のための支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅におけるDV被害者の入居については、福祉目的住宅の活用を行うと共に、公募に際しては抽選の際の当選確率が高くなるよう優遇措置を講じます。</li> <li>・DV被害者に対する市町村営住宅の福祉目的利用を市町村に働きかけます。</li> <li>・保証人の確保について、「身元保証人確保対策事業*10」の活用を図ります。</li> </ul>	<p>こども・家庭課 公営住宅室 保健福祉事務所 女性相談センター</p>
<p>④長期的な入所が可能な施設を利用した支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の希望を元に、生活支援や就労支援など継続的な支援を必要とする被害者等の施設入所を進め、自立支援の充実を図ります。</li> </ul>	<p>女性相談センター 保健福祉事務所</p>
<p>⑤経済的支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者への生活保護の適否の判断が迅速に行われるよう、生活保護担当者会議等を通じて、課題の確認や情報交換を実施します。</li> <li>・より多くの民間団体に対し、当面の生活資金の貸付や生活物資などの寄付を求めます。</li> </ul>	<p>保健福祉事務所 女性相談センター</p>
<p>⑥就業支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業支援員による適切な就業相談を実施し、公共職業安定所と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援を提供します。</li> <li>・就業に有利な資格等を取得するための講座を実施することにより就業を促進し、自立と生活基盤の安定を図ります。</li> <li>・被害者の就業への配慮について、出前講座等を通じ企業等へ働きかけるとともに、ハローワーク等に対しても理解を求めています。</li> </ul>	<p>こども・家庭課 保健福祉事務所 女性相談センター</p>

\*9 PTSD：心的外傷後ストレス障害（post-traumatic stress disorder）。過酷なストレスを体験した後に生じる特徴的な精神障がい。暴力の場面やその時の恐怖感を不意に思い出したり、刺激に過敏に反応したり、イライラが続いたりすることがある。

\*10 身元保証人確保対策事業：一時保護施設などに保護されている女性や子どもの自立支援を図るため、就職やアパート等の賃借に当たり支障が生じることがないように、身元保証人の確保を図る事業。

## 重点目標 2 子どもへの支援

### 【現状】

#### ①心のケアや支援体制の構築

「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)において、『児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等、児童に著しい心理的外傷を与える行為』は児童虐待であると定義されています。

そのため、DVがある家庭で生活しケアを必要とする子どもについて、県では、児童相談所職員によるカウンセリング、スクールカウンセラー\*11や子どもと親の相談員\*12によるケア、スクールソーシャルワーカー\*13による支援体制づくりなどを行っていますが、一層の充実が求められています。

#### ②生活場所の変化による影響

一時保護中の同伴児童については、保育士や学習支援ボランティアの協力を得て、保育の実施や学力低下の防止を図っています。

また、一時保護施設退所後の保育所・学校等への区域外入所・就学等についても弾力的に行われるよう関係機関との連携に努めています。

### 【今後の取組】

項目	内容	関係部署
①子どもの心のケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同伴児童の心身の安定のため、本人の状態に合ったケアやカウンセリングが行えるよう、児童相談所、医療機関等との連携を強化します。</li> <li>・ 定期的な一時保護委託施設への訪問により、同伴児童への継続的なケアの必要性について関係者と協議します。</li> </ul>	児童相談所 女性相談センター 教育委員会
②区域外入所・就学等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護中の同伴児童の保育の充実、学力低下の防止を図るため、保育士や学習支援ボランティアの確保に努めます。</li> <li>・ 同伴児童の区域外入所・就学等について、弾力的な受け入れが行われるよう保育担当部署や教育委員会との連携を図ります。</li> </ul>	こども・家庭課 保健福祉事務所 女性相談センター 教育委員会

\*11 スクールカウンセラー：臨床心理士などを小・中・高等学校等に配置や派遣をし、子どもの心の相談に応じるほか、保護者に対して助言等を行う。

\*12 子どもと親の相談員：教育経験者や青少年団体指導者などの地域の人材等を県内小学校に配置している(配置校：30校(H27))。主な対象は不登校児童で、必要に応じ家庭訪問などにより子どもや保護者の相談に応じている。

\*13 スクールソーシャルワーカー：社会福祉士または精神保健福祉士を県内各教育事務所に配置し、関係機関との調整・連携を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。

## 重点目標3 関係機関との連携による被害者等の安全確保及び情報管理の徹底

### 【現状】

#### ①被害者等の安全確保

配偶者からの暴力によって被害者の生命に危険が及ぶ場合もあり、被害者の安全確保は被害者支援の中でも特に重要です。

被害者は、相談の時点で加害者の監視や追跡などの恐れがあり、相談時から安全確保を図る必要があります。また、一時保護中の安全確保については、外部との接触を極力なくし、関係者の守秘義務の徹底を図っていますが、今後も関係者一人ひとりの更なる安全確保に対する意識の向上が求められています。

離婚調停に関する手続きや法律相談等に向かう際などは、被害者及び被害者に同行する支援者に対して加害者からの危害が及ぶ可能性もあることから、警察にパトロール強化を要請するなど安全確保に配慮しています。

#### ②保護命令制度の活用

配偶者から身体的な暴力を受けたり、身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認められる場合には、被害者に対して「保護命令制度<sup>\*14</sup>」の情報提供を行っています。さらに、保護命令発令前後などは加害者の追及が特に激しくなる傾向にあることから、警察や市町村等の関係機関と連携し、被害者等の安全確保に努めています。

一方で、保護命令制度を利用しない被害者もあり、その場合の安全確保についても十分に留意する必要があります。

#### ③同伴児童の保育所、幼稚園及び学校等における安全確保

被害者の同伴児童に対する安全確保や情報管理については、保育所、幼稚園及び学校等においてDVに関する理解が十分に図られている必要がありますが、その周知徹底が十分であるとは言えません。

#### ④被害者等の情報の管理

被害者等の支援のためには、関係機関等との情報共有が重要ですが、その共有方法や情報管理にあたっては細心の注意を払う必要があります。

市町村では被害者からの「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に基づき、住民票等の閲覧や交付の制限を行っています。

## 【今後の取組】

項 目	内 容	関係部署
①警察との連携による安全確保	・ 被害者等の安全確保を図るため、相談時や一時保護中、保護命令発令前後など、被害者等の状況に応じて、警察と配偶者暴力相談支援センターの連携を一層強化します。	こども・家庭課 女性相談センター 保健福祉事務所 男女共同参画センター 警察
②司法機関との連携による安全確保	・ 裁判所（地裁・家裁）と定期的に連携会議を開催し、調停時などにおける被害防止策を講じるよう引き続き協力を求めます。	女性相談センター 保健福祉事務所
③保育所・幼稚園・学校等との連携による安全確保	・ 同伴児童については、被害者の意向を踏まえながら、児童が所属する保育所・幼稚園・学校等の関係者間において情報を共有し、対応の統一及び安全確保を図ります。	保健福祉事務所 女性相談センター 教育委員会
④被害者等の情報管理の徹底	・ 各機関との情報共有に当たっては、情報管理の徹底を図ります。 ・ 市町村に対し、被害者等の情報保護のための措置が適切に運用されるよう働きかけます。	こども・家庭課 女性相談センター 保健福祉事務所 児童相談所

.....

**\*14 保護命令制度**：配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。次の5つの類型がある。

- (1) 被害者への接近禁止命令
- (2) 被害者への電話等禁止命令
- (3) 被害者の同居の子への接近禁止命令
- (4) 被害者の親族等への接近禁止命令
- (5) 被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令

